

周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
の一部を改正する条例制定について

周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
の一部を改正する条例

周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年周南市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号中「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定業務施設 法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設をいう。</p> <p>(3) 地方活力向上地域 法第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域をいう。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定業務施設 法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設をいう。</p> <p>(3) 地方活力向上地域 法第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域をいう。</p> <p>(4) (略)</p>